破産手続終結

平成２２年（フ）第４１６号
北海道旭川市東鷹栖東３条２丁目5032番地３
破産者　勝美建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５１号
茨城県鉾田市飯島砂子774番地の１
破産者　原田建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山894番地３
破産者　株式会社丸昭工務店
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６７９号
岐阜市本荘西４丁目128番地
破産者　株式会社ゼロアート
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
岡山市東区水門町587番地６
破産者　岡﨑　幾子
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６５号
愛知県豊橋市野依台１丁目34番地10、開始決定時の住所愛知県豊橋市若松町字中山443番地
破産者　宇野　公康
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３４５５号
神奈川県横須賀市武２丁目５番10号、開始決定時の住所横浜市港南区港南台８丁目41番25号
破産者　吉川　孝志
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１２号
神奈川県藤沢市大庭5342番地の23　エステート湘南Ａ101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市西富529番地の１　ダイアパレス湘南緑ケ丘204号
破産者　濱崎　真人
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４１号
横浜市中区本牧原11番１―608号
破産者　杉山　明子（旧姓有田）
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２号
福島県本宮市本宮字南町裡122番地４
破産者　吉田美惠子
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
北海道旭川市新富１条２丁目６番19号
破産者　河井かほる
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８４号
茨城県笠間市大渕253番地
破産者　塙　　博光
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
静岡県富士宮市矢立町118番地の２、前住所静岡県富士宮市阿幸地町614番地
破産者　佐野　光孝
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５６０号
京都市西京区桂上豆田町39番地107　ＺＥＮマンション201号室
破産者　日本紋章こと　佐々木高子
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２４号
熊本市沼山津３丁目６番71―602号
破産者　橋本　健二
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３８号
熊本市八幡７丁目３番39号
破産者　岩崎　　裕
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８０３号
熊本市長嶺東６丁目15番１号
破産者　藏原　維範
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５５号
熊本市桜木１丁目13番９号
破産者　山本　　均
1　決定年月日　平成24年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部